

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

測量計画機関である東京都から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東京都

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影・都市計画基図作成（修正））

三 作業地域

三郷市、八潮市、草加市、川口市、戸田市、和光市、朝霞市、新座市

四 作業期間

平成二十九年十一月二十日から平成三十二年十月三十一日まで